

## 畑作等促進整備事業交付金交付等要綱

制定 令和5年4月1日付け4農振第3102号  
農林水産事務次官依命通知

### (趣旨)

第1 我が国農業が農業従事者の減少や高齢化、農業所得の減少等、大変厳しい状況にある中、成長産業として持続的に発展し、食料等の農産物の安定供給及び多面的機能の発揮という役割を果たすため、国内外の需要の変化に対応しつつ安定的に農産物を生産・供給できる農業構造を確立することがこれまで以上に重要となっている。

また、昨今、気候変動等による世界的な食料生産の不安定化や世界的な食料需要の拡大に伴う調達競争の激化等により、輸入する食品原材料等の価格高騰を招くなど、食料安全保障の強化が国家の喫緊かつ最重要課題となっている。

この農業構造の確立・食料安全保障の強化を実現するためには、需要に応じた生産や収益性を高めるための農業の高付加価値化、畑作物・園芸作物の導入・生産拡大等の政策課題に応じた生産基盤の整備が重要である。

畑作等促進整備事業（以下「交付事業」という。）では、畑作物・園芸作物の生産拡大等を推進するため、水田の畑地化や畑地かんがい施設等の基盤整備をきめ細かく機動的に支援し、もって農業競争力及び食料安全保障の強化を図ることとする。

### (通則)

第2 畑作等促進整備事業交付金（以下「本交付金」という。）の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号。以下「交付規則」という。）、予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成12年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから地方農政局長に委任した件（平成12年6月23日農林水産省告示第899号）及び予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成12年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから沖縄総合事務局長に委任した件（平成12年6月23日農林水産省告示第900号）の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。

### (交付の目的)

第3 本交付金により実施する交付事業は、第1の趣旨を踏まえ、農業競争力及び食料安全保障の強化に資することを目的として行うものとする。

### (事業の内容)

第4 農林水産大臣（以下「大臣」という。）は、事業実施主体（農林水産省農村振興局長（以下「農村振興局長」という。）が別に定める者とする。）が行う交付事業を実施するために必要な経費のうち、交付金交付の対象として大臣が認める経費（以下「交付対象経費」という。）について、予算の範囲内で都道府県へ交付金を交付する。

- 2 交付対象経費の区分並びにその区分ごとの経費、事業内容、事業実施主体、交付率及び実施要件は、別表 1 及び農村振興局長の定めるところによる。
- 3 別表 1 の区分欄の年度ごとの交付額は、農村振興局長が別に定める範囲を超えない範囲とする。

(申請手続)

- 第 5 交付規則第 2 条の大臣が別に定める申請書類に関する事項は、別記様式第 1 号による交付申請書のとおりとし、交付金の交付を受けようとする都道府県知事は、交付申請書を地方農政局長等（北海道にあっては大臣、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長、その他の都府県にあっては地方農政局長をいう。以下同じ。）に提出しなければならない。
- 2 都道府県知事は、前項の申請書を提出するに当たって、当該交付金に係る消費税仕入控除税額（交付対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に交付率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該交付金に係る消費税仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。

(交付申請書の提出期限)

- 第 6 交付規則第 2 条の大臣が別に定める交付申請書の提出時期は、地方農政局長等（大臣の場合にあっては農村振興局長をいう。）が別に通知する日までとする。

(交付決定の通知)

- 第 7 地方農政局長等は、第 5 第 1 項の規定による交付申請書の提出があったときは、審査の上、交付金を交付すべきものと認めたときは速やかに交付決定を行い、都道府県知事に対しその旨を通知するものとする。
- 2 第 5 第 1 項の規定による交付申請書が到達してから当該申請に係る前項の規定による交付決定の通知を行うまでに通常要すべき標準的な期間は、1 月とする。

(申請の取下げ)

- 第 8 都道府県知事は、第 5 第 1 項の規定による交付申請を取り下げようとするときは、第 7 第 1 項の規定による交付決定の通知を受けた日から起算して 15 日以内にその旨を記載した取下書を地方農政局長等に提出しなければならない。

(契約等)

- 第 9 都道府県知事は、交付事業の実施に当たっては、公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成 17 年法律第 18 号）にのっとり、経済性に配慮しつつ価格以外の多様な要素をも考慮し、価格及び品質が総合的に優れた内容の契約を行い、工事の品質の確保に努めなければならない。

(計画変更、中止又は廃止の承認)

第10 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ別記様式第2号による変更等承認申請書を地方農政局長等に提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 交付対象経費の区分ごとの配分された額を変更しようとするとき。ただし、第11に規定する軽微な変更を除き、交付金額の増額を伴う変更を含む。

(2) 交付事業の内容を変更しようとするとき。ただし、第11に規定する軽微な変更を除く。

(3) 交付事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

2 都道府県知事は、前項各号に定める場合のほか、交付金額の減額を伴う変更をしようとするときは、前項に準じて地方農政局長等の承認を受けることができる。

3 地方農政局長等は、前2項の承認をする場合において、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

(軽微な変更)

第11 交付規則第3条第1号イ及びロの大臣が別に定める軽微な変更は、都道府県ごとの交付金の額の変更以外の変更とする。

(事業遅延の届出)

第12 都道府県知事は、交付事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合、又は交付事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに別記様式第3号による遅延届出書を地方農政局長等に提出し、その指示を受けなければならない。

2 前項の場合のうち、歳出予算の繰越しを必要とする場合においては、必要事項を記載した繰越承認申請書の提出をもって前項の届出書の提出に代えることができる。

(状況報告)

第13 都道府県知事は、交付金の交付決定に係る年度の12月末日現在において、別記様式第4号により事業遂行状況報告書を作成し、当該年度の1月末日までに地方農政局長等に提出しなければならない。ただし、別記様式第5号により概算払請求書を提出した場合には、これをもって事業遂行状況報告書に代えることができるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、都道府県知事が交付事業について、公共事業等の事業に係る契約及び支出の状況報告について(昭和42年5月1日付け蔵計第946号大蔵大臣通知)に係る報告を地方農政局長等に行っている場合は、前項の規定による報告を省略することができる。

3 第1項による報告のほか、地方農政局長等は、事業の円滑な執行を図るため必要があると認めるときは、都道府県知事に対して当該交付事業の遂行状況について報告を求めることができる。

(概算払)

第14 都道府県知事は、交付金の全部又は一部について概算払を受けようとする場合には、別記様式第5号の概算払請求書を地方農政局長等及び官署支出官(農林水産省に

あつては大臣官房予算課経理調査官、北陸・東海・近畿・中国四国農政局にあつては総務管理官、東北・関東・九州農政局及び内閣府沖縄総合事務局にあつては総務部長をいう。)に提出しなければならない。

なお、概算払は、予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第58条ただし書に基づく財務大臣との協議が調った日以降に、協議が調った範囲で行うものとする。

- 2 都道府県知事は、概算払により間接交付事業に係る交付金の交付を受けた場合においては、当該概算払を受けた交付金の額を遅滞なく間接交付事業者に交付しなければならない。

#### (実績報告)

- 第15 交付規則第6条第1項の別に定める実績報告書は、別記様式第6号のとおりとし、都道府県知事は、交付事業が完了したとき(第10第1項による廃止の承認があつたときを含む。以下同じ。)は、その日から1月を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日(交付金の全額が概算払により交付された場合は翌年度の6月10日)までに、実績報告書を地方農政局長等に提出しなければならない。

- 2 都道府県知事は、交付事業の実施期間内において、国の会計年度が終了したときは、翌年度の4月30日までに別記様式第7号により作成した年度終了実績報告書を地方農政局長等に提出しなければならない。

- 3 第5第2項ただし書の規定により交付の申請をした都道府県知事は、第1項の実績報告書を提出するに当たって、当該交付金に係る消費税仕入控除税額が明らかである場合は、これを交付金額から減額して報告しなければならない。

- 4 第5第2項ただし書の規定により交付の申請をした都道府県知事は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該交付金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額(前項の規定により減額した場合にあつては、その金額が減じた額を上回る部分の金額)を別記様式第8号の消費税仕入控除税額報告書により速やかに地方農政局長等に報告するとともに、地方農政局長等による返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

また、当該交付金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合又ははない場合であっても、その状況等について、交付金の額の確定のあつた日の翌年6月30日までに、同様式により地方農政局長等に報告しなければならない。

#### (交付金の額の確定等)

- 第16 地方農政局長等は、第15第1項の規定による報告を受けた場合には、実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る交付事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき交付金の額を確定し、都道府県知事に通知するものとする。

- 2 地方農政局長等は、都道府県知事に交付すべき交付金の額を確定した場合において、既にその額を超える交付金が交付されているときは、その超える部分の交付金の返還を命ずるものとする。

- 3 前項の交付金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日(当該交付金の返還のための予算措置について議会の承認が必要とされる場合で、かつ、この期限により難しい場合は90日)以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、そ

の未納に係る期間に応じて年利 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(額の再確定)

第17 都道府県知事は、第16第1項の規定による額の確定通知を受けた後において、交付事業に関し、違約金、返還金、保険料その他の交付金に代わる収入があったこと等により交付事業に要した経費を減額すべき事情がある場合は、地方農政局長等に対し当該経費を減額して作成した実績報告書を第15第1項に準じて提出するものとする。

2 地方農政局長等は、前項に基づき実績報告書の提出を受けた場合は、第16第1項に準じて改めて額の確定を行うものとする。

3 第16第2項及び第3項の規定は、前項の場合に準用する。

(交付決定の取消等)

第18 地方農政局長等は、第10第1項第3号の規定による交付事業の中止又は廃止の申請があった場合及び次に掲げる場合には、第7第1項の規定による交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

(1) 都道府県知事が、法令、本要綱又は法令若しくは本要綱に基づく地方農政局長等の処分若しくは指示に違反した場合

(2) 都道府県知事が、交付金を交付事業以外の用途に使用した場合

(3) 都道府県知事が、交付事業に関して、不正、事務手続の遅延、その他不適当な行為をした場合

(4) 間接交付事業者が、間接交付事業の実施に関し法令に違反した場合

(5) 間接交付事業者が、間接交付金を間接交付事業以外の用途に使用した場合

(6) 交付の決定後生じた事情の変更等により、交付事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

2 地方農政局長等は、前項の規定による取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する交付金が交付されているときは、期限を付して当該交付金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

3 地方農政局長等は、第1項第1号から第3号までの規定による取消しをした場合において、前項の返還を命ずるときは、その命令に係る交付金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利 10.95 パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

4 第2項の規定による交付金の返還及び前項の加算金の納付については、第16第3項の規定（括弧書を除く。）を準用する。

(財産の管理等)

第19 都道府県知事は、交付対象経費（交付事業を他の団体に実施させた場合における対応経費を含む。）により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、交付事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、交付金交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

2 取得財産等を処分することにより、収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を国に納付させることがある。

(財産の処分の制限)

- 第20 取得財産等のうち適正化法施行令第13条第4号の大臣が定める機械及び重要な器具は、1件当たりの取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の機械及び器具とする。
- 2 適正化法第22条に定める財産の処分を制限する期間は、交付規則第5条に規定する期間（以下「処分制限期間」という。）とする。
- 3 都道府県知事は、処分制限期間中において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ地方農政局長等の承認を受けなければならない。
- 4 前項の規定にかかわらず、交付事業を行うに当たって、交付対象物件を担保に供し、自己資金の全部又は一部を国が行っている制度融資から融資を受ける場合であつて、かつ、その内容（金融機関名、制度融資名、融資を受けようとする金額、償還年数、その他必要な事項）が第5第1項の規定により提出された交付申請書に記載してある場合は、第7第1項の規定による交付決定通知をもって、次の条件により地方農政局長等の承認を受けたものとみなす。
- (1) 担保権が実行される場合は、残存簿価又は時価評価額のいずれか高い金額に交付率を乗じた金額を納付すること
- (2) 本来の交付目的の遂行に影響を及ぼさないこと
- 5 第3項の承認に当たっては、承認に係る取得財産等の残存価値相当額又は処分により得られた収入の全部又は一部を国に納付することを条件とすることがある。

(残存物件の処理)

- 第21 都道府県知事は、交付事業が完了し又は中止若しくは廃止した場合において、当該事業の実施のために取得した機械器具、仮設物、材料等の物件が残存するときは、その品目、数量及び取得価格を地方農政局長等に報告しその指示を受けなければならない。

(交付金の経理)

- 第22 都道府県知事は、交付事業についての帳簿を備え、他の経理と区分して交付事業の収入及び支出を記載し、交付金の使途を明らかにしておかなければならない。
- 2 都道府県知事は、前項の収入及び支出について、その支出内容の証拠書類又は証拠物を整備して前項の帳簿とともに交付事業の完了の日の属する年度の翌年度から起算して5年間整備保管しなければならない。
- 3 都道府県知事は、取得財産等について当該取得財産等の処分制限期間中、前2項に規定する帳簿等に加え、別記様式第9号の財産管理台帳その他関係資料を整備保管しなければならない。
- 4 前3項及び第23に基づき作成、整備及び保管すべき帳簿、証拠書類、証拠物、台帳及び調書のうち、電磁的記録により作成、整備及び保管が可能なものは、電磁的記録によることができる。

(交付金調書)

- 第23 都道府県知事は、当該交付事業に係る歳入歳出の予算書並びに決算書における計上科目及び科目別計上金額を明らかにするため、別記様式第10号による交付金調書を作

成しておかなければならない。

（電子情報処理組織による申請等）

- 第24 都道府県知事は、第5第1項の規定による交付の申請、第8の規定による申請の取下げ、第10第1項の規定による計画変更、中止又は廃止の申請、第13の規定による状況報告、第14の規定による概算払請求、第15第1項による実績報告、第15第2項による年度終了実績報告、第15第4項による消費税等仕入控除税額の確定に伴う報告及び第20第3項の規定による財産処分の承認申請（以下「交付申請等」という。）については、当該各規定の定めにかかわらず、農林水産省共通申請サービス（以下「システム」という。）を使用する方法により行うことができる。ただし、システムを使用する方法により交付申請等を行う場合において、本要綱に基づき当該交付申請等に添付すべきとされている書類について、当該書類の一部又は全部を書面により提出することを妨げない。
- 2 都道府県知事は、前項の規定により交付申請等を行う場合は、本要綱の様式の定めにかかわらず、システムにより提供する様式によるものとする。
- 3 地方農政局長等は、第1項の規定により交付申請等が行われた都道府県知事に対する通知、承認、指示及び命令については、都道府県知事が書面による通知等を受けることをあらかじめ求めた場合を除き、システムを使用する方法により行うことができる。
- 4 都道府県知事が第1項の規定によりシステムを使用する方法により交付申請等を行う場合は、システムのサービス提供者が別に定めるシステムの利用に係る規約に従わなければならない。

（間接交付金交付の際付すべき条件等）

- 第25 都道府県知事は、間接交付事業者に交付金を交付するときは、本要綱第9から第13まで（第9については市町村に限る。）、第17から第19まで及び第21から第23まで（第23については市町村に限る。）の規定に準ずる条件並びに次の各号に掲げる条件を付さなければならない。
- （1）適正化法、適正化法施行令、交付規則及び本要綱に従うべきこと。
- （2）間接交付事業により取得し又は効用の増加した財産のうち不動産及びその従物並びに1件当たりの取得価格又は効用の増加価格が50万円以上のものについて、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号。以下「大蔵省令」という。）に定められている耐用年数に相当する期間（ただし、大蔵省令に期間の定めがない財産については期間の定めなく。）においては、都道府県知事の承認を受けないで、交付金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならないこと。

ただし、間接交付事業を行うに当たって、交付対象物件を担保に供し、自己資金の全部又は一部を国が行っている制度融資から融資を受ける場合であって、かつ、その内容（金融機関名、制度融資名、融資を受けようとする金額、償還年数、その他必要な事項）が交付金交付申請書に記載してある場合は、次の条件により都道府県知事による間接交付金の交付の決定をもって都道府県知事の承認を受けたものとする。

ア 担保権が実行される場合は、残存簿価又は時価評価額のいずれか高い金額に交

付率を乗じた金額を納付すること

イ 本来の交付目的の遂行に影響を及ぼさないこと

(3) 前号による都道府県知事の承認に際し、承認に係る取得財産等の残存価値相当額又は処分により得られた収入の全部又は一部を都道府県知事に納付させることがあること。

2 都道府県知事は、地方公共団体以外の間接交付事業者に交付金を交付するときは、間接交付事業者に対し、前項に定めるもののほか、次に掲げる条件を付さなければならない。

(1) 間接交付事業者は、間接交付事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、間接交付事業の運営上、一般の競争に付すことが困難又は不適当である場合は、指名競争に付し、又は随意契約によることができる。

(2) 間接交付事業者は、前号により契約をしようとする場合は、当該契約に係る入札又は見積り合せ(以下「入札等」という。)に参加しようとする者に対し、別記様式第11号による契約に係る指名停止等に関する申立書の提出を求め、当該申立書の提出のない者については、入札等に参加させてはならない。

3 都道府県知事は、間接交付事業者が間接交付事業より取得し、又は効用の増加した財産について、その実態を充分把握するように努め、当該財産が適正に管理運営されるよう指導しなければならない。

4 都道府県知事は、第1項第2号により承認をしようとする場合は、あらかじめ地方農政局長等の承認を受けてから承認を与えなければならない。ただし、第1項第2号ただし書の場合にあっては、第7第1項による交付決定の通知をもって当該ただし書に定める条件を付すことを条件に地方農政局長等の承認を受けたものとする。

5 都道府県知事は、第1項第3号により間接交付事業者から納付を受けた額の国庫交付金相当額を国に納付しなければならない。

6 第1項及び前項の規定にかかわらず、前項の規定その他の国庫納付に関する規定に基づき、取得財産等の取得価格の国庫交付金相当額の全部を国に納付したと認められる場合は、第1項及び前項の規定は当該取得財産等については適用しない。

7 都道府県知事は、間接交付事業に関して、間接交付事業者から交付金の返還又は返納を受けた場合は、当該交付金の国庫交付金相当額を国に返還しなければならない。

(委任)

第26 交付事業の実施については、本要綱に定めるもののほか、農村振興局長が別に定めるところによる。

附 則

この通知は、令和5年4月1日から施行する。



別表 1

| 区分   | 経費                                 | 事業内容                                                                                                                                                                                                                                                           | 事業実施主体              | 交付率                                                  | 実施要件                |
|------|------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------|------------------------------------------------------|---------------------|
| 定額助成 | 右の事業内容の実施に要する経費。                   | 1 ほ場の区画拡大<br>2 暗渠排水<br>3 湧水処理<br>4 末端畑地かんがい施設<br>5 土層改良<br>6 更新整備<br>7 畑作転換工<br>8 条件改善推進費<br>9 高収益作物転換推進費<br>10 新植・改植支援<br>11 幼木管理支援<br>12 経営継続発展支援<br>13 園芸作物モデル産地形成支援<br>14 産地形成支援事業                                                                         | 農村振興局長が別に定めるところによる。 | 定額（上限単価については、農村振興局長が別に定めるところによる。）                    | 農村振興局長が別に定めるところによる。 |
| 定率助成 | 右の事業内容の実施に要する費用のうち、農村振興局長が別に定める経費。 | 1 農業用排水施設<br>2 暗渠排水<br>3 土層改良<br>4 区画整理<br>5 農作業道等<br>6 農地造成<br>7 農用地の保全<br>8 営農環境整備支援<br>9 スマート農業導入支援<br>10 小規模園地整備<br>11 粗放的農地利用整備<br>12 管理省力化支援<br>13 品質向上支援<br>14 条件改善促進支援<br>15 高収益作物導入支援<br>16 高付加価値農業施設支援<br>17 機械作業体系導入支援<br>18 労働生産性向上技術導入支援<br>19 指導 | 農村振興局長が別に定めるところによる。 | 1/2 以内。ただし、別表 2 に掲げる地域において行うものにあつては、同表の交付率の欄に掲げる交付率。 | 農村振興局長が別に定めるところによる。 |

別表 2

| 地域等                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        | 交付率                                                                                            |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 北海道                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        | 北海道の畑地帯において北海道が事業実施主体となつて行うものにあつては 52% 以内。                                                     |
| 沖縄県                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        | 80% 以内。                                                                                        |
| 奄美群島振興特別措置法（昭和 29 年法律第 189 号）に基づく指定地域                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | 60% 以内。ただし、鹿児島県が事業実施主体となつて行うもののうち、水田地帯において農業用排水施設の整備を行うものにあつては 65% 以内、畑地帯において行うものにあつては 2/3 以内。 |
| 1 離島（離島振興法（昭和 28 年法律第 72 号）第 2 条第 1 項の規定に基づき離島振興対策実施地域として指定された離島をいう。以下同じ。）<br>2 半島（半島振興法（昭和 60 年法律第 63 号）第 2 条第 1 項の規定に基づき半島振興対策実施地域として指定された半島をいう。以下同じ。）<br>3 特別豪雪地帯（豪雪地帯対策特別措置法（昭和 37 年法律第 73 号）第 2 条第 2 項に基づき指定された地域をいう。以下同じ。）<br>4 振興山村（山村振興法（昭和 40 年法律第 64 条）第 7 条第 1 項の規定に基づき指定された地域をいう。以下同じ。）<br>5 過疎地域（過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和 3 年法律第 19 号）第 2 条第 1 項（同法第 43 条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する過疎地域（同法第 3 条第 1 項若しくは第 2 項（これらの規定を同法第 43 条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第 41 条第 1 項若しくは第 2 項（同条第 3 項の規定により準用する場合を含む。）、第 42 条又は第 44 条第 4 項の規定により過疎地域とみなされる区域を含む、令和 5 年度から令和 8 年度までの間に限り、同法附則第 5 条に規定する特定市町村（同法附則第 6 条第 1 項、第 7 条第 1 項及び第 8 条第 1 項の規定により特定市町村の区域とみなされる区域を含む。以下単に「特定市町村」という。）を、令和 5 年度から令和 9 年度までの間に限り、同法附則第 5 条に規定する特別特定市町村（同法附則第 6 条第 2 項、第 7 条第 2 項及び第 8 条第 2 項の規定により特別特定市町村の区域とみなされる区域を含む。以下単に「特別特定市町村」という。）を含む。）をいう。以下同じ。）<br>6 特定農山村地域（特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成 5 年法律第 72 号）第 2 条第 1 項に規定する特定農山村地域をいう。以下同じ。）<br>7 急傾斜畑地帯（旧急傾斜地帯農業振興臨時措置法（昭和 27 年法律第 135 号）第 3 条の規定に基づき指定された地域又は受益地域内の平均傾斜度が 15 度以上の地域（水田地帯を除く。）をいう。以下同じ。）<br>8 指定棚田地域（棚田地域振興法（令和元年法律第 42 号）第 7 条第 1 項の規定に基づき指定された地域をいう。以下同じ。） | 55% 以内。                                                                                        |

（備考 1）特定市町村の区域のうち離島、半島、特別豪雪地帯、振興山村、特定農山村地域、急傾斜畑地帯、指定棚田地域及び特別特定市町村の区域以外の区域内において行う事業については、令和 5 年度から令和 8 年度までの間の交付率を、畑作等促進整備事業実施要領（令和 5 年 4 月 1 日付け 4 農振第 3103 号農林水産省農村振興局長通知。以下「要領」という。）第 7 による事業採択があつた年度に応じて、それぞれ令和 5 年度にあつては 54%、令和 6 年度にあつては 53%、令和 7 年度にあつては 52%、令和 8 年度にあつては 51% とする。

（備考 2）特別特定市町村の区域のうち離島、半島、特別豪雪地帯、振興山村、特定農山村地域、急傾斜畑地帯及び指定棚田地域の区域以外の区域内において行う事業については、令和 5 年度から令和 9 年度までの間の交付率を、要領第 7 による事業採択があつた年度に応じて、それぞれ令和 5 年度にあつては 55%、令和 6 年度にあつては 54%、令和 7 年度にあつては 53%、令和 8 年度にあつては 52%、令和 9 年度にあつては 51% とする。

〇〇年度 畑作等促進整備事業交付金交付申請書

番 号  
年 月 日

〇〇農政局長 殿  
〔北海道にあつては農林水産大臣  
沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長〕

都道府県知事

〇〇年度において、下記のとおり事業を実施したいので、畑作等促進整備事業交付金交付等要綱（令和5年4月1日付け4農振第3102号農林水産事務次官依命通知）第5の規定に基づき、〇〇〇円の交付を申請する。

記

- 1 事業の目的
- 2 事業の内容及び計画

| 区 分  | 事業実施<br>期 間   | 事 業 内 容 | 備 考     |
|------|---------------|---------|---------|
| 〇〇地区 | 〇〇<br>～<br>〇〇 |         | 事業実施主体： |
| △△地区 | 〇〇<br>～<br>〇〇 |         | 事業実施主体： |

- 3 経費の配分及び負担区分（別紙1のとおり）
- 4 事業の完了予定年月日 〇〇年〇〇月〇〇日
- 5 添付書類  
都道府県の交付金交付規程又は要綱

- (注) 1 事業の内容及び計画の「区分」の欄には地区名、「備考」の欄には事業実施主体名及び参考となるべき事項を適宜記載すること。
- 2 交付金交付規程は、間接交付事業にのみ添付すること。
- 3 記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略することとし、省略するにあたっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。
- 4 添付書類のうち都道府県の交付規程又は要綱について、申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトのURLを記載することにより当該資料の添付を省略することができる。

| 地区名    | 関係市町村名 | 交付事業 |      | 法律・予算<br>の区分 | 事業実施期間 | 事業実施主体 | 総 量 |     | 前年度まで |     | 本 年 度 |     |     |     |       |      |     | 翌年度以降 |     | 備 考 |
|--------|--------|------|------|--------------|--------|--------|-----|-----|-------|-----|-------|-----|-----|-----|-------|------|-----|-------|-----|-----|
|        |        | 区分   | 事業内容 |              |        |        | 事業量 | 事業費 | 事業量   | 事業費 | 事業量   | 事業費 | 交付金 | 国費率 | 都道府県費 | 市町村費 | その他 | 事業量   | 事業費 |     |
|        |        |      |      |              |        |        |     |     |       |     |       |     |     |     |       |      |     |       |     |     |
| 小計     |        |      |      |              |        |        |     |     |       |     |       |     |     |     |       |      |     |       |     |     |
|        |        |      |      |              |        |        |     |     |       |     |       |     |     |     |       |      |     |       |     |     |
| 小計     |        |      |      |              |        |        |     |     |       |     |       |     |     |     |       |      |     |       |     |     |
|        |        |      |      |              |        |        |     |     |       |     |       |     |     |     |       |      |     |       |     |     |
| 小計     |        |      |      |              |        |        |     |     |       |     |       |     |     |     |       |      |     |       |     |     |
|        |        |      |      |              |        |        |     |     |       |     |       |     |     |     |       |      |     |       |     |     |
| 小計     |        |      |      |              |        |        |     |     |       |     |       |     |     |     |       |      |     |       |     |     |
|        |        |      |      |              |        |        |     |     |       |     |       |     |     |     |       |      |     |       |     |     |
| 小計     |        |      |      |              |        |        |     |     |       |     |       |     |     |     |       |      |     |       |     |     |
|        |        |      |      |              |        |        |     |     |       |     |       |     |     |     |       |      |     |       |     |     |
| 小計     |        |      |      |              |        |        |     |     |       |     |       |     |     |     |       |      |     |       |     |     |
|        |        |      |      |              |        |        |     |     |       |     |       |     |     |     |       |      |     |       |     |     |
| 小計     |        |      |      |              |        |        |     |     |       |     |       |     |     |     |       |      |     |       |     |     |
| 合計     |        |      |      |              |        |        |     |     |       |     |       |     |     |     |       |      |     |       |     |     |
| うち定額助成 |        |      |      |              |        |        |     |     |       |     |       |     |     |     |       |      |     |       |     |     |
| うち定率助成 |        |      |      |              |        |        |     |     |       |     |       |     |     |     |       |      |     |       |     |     |

(注)

1 関係市町村名欄には、地区名欄に記入した地区の属する市町村名を記入すること。

2 交付事業の区分欄には、別表1の区分のうち該当する区分を記入すること。

3 交付事業の事業内容欄には、別表1の事業内容のうち該当する事業内容を記入すること。

4 法律・予算の区分欄には、国の負担又は補助の割合について個別の法令等に規定がある場合は、「法律補助」と記入し、それ以外は「予算補助」と記入すること。

5 備考欄には、消費税仕入控除税額を減額した場合は「減額した金額〇〇〇円」を、同税額がない場合は「該当なし」を、同税額が明らかでない場合には「含税額」をそれぞれ記入すること。  
「該当なし」の場合は、以下①～③のうち該当する番号を「該当なし」の右に記入すること。  
①免税事業者  
②簡易課税制度の適用を受ける者  
③地方公共団体の一般会計  
地方公共団体の特別会計、消費税法別表第三に掲げる法人（公共法人、公益法人等）又は人格のない社団・財団であって、当該事業年度における補助金等の特定収入割合が5％超となることが確実に見込まれるもの

6 変更追加交付する場合で前回までの申請地区の金額に修正がある場合は、前回申請額を上段括弧書き、変更後申請額を下段に記入すること。

7 実績報告時には、予算額を上段括弧書き、精算額を下段に記入すること。

〇〇年度 畑作等促進整備事業交付金変更等承認申請書

番 号  
年 月 日

〇〇農政局長 殿

〔 北海道にあつては、農林水産大臣  
沖縄県にあつては、内閣府沖縄総合事務局長 〕

都道府県知事

〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇号をもって交付金の交付決定通知のあった事業について、下記のとおり〇〇し【交付金〇〇〇円の追加交付（減額承認）を受け】たいので、畑作等促進整備事業交付金交付等要綱（令和5年4月1日付け4農振第3102号農林水産事務次官依命通知）第10の規定に基づき申請する。

記

- （注） 1 下線部分については、変更の場合は「変更」、中止の場合は「中止」、廃止の場合は「廃止」とする。
- 2 金額に変更のない場合は、【 】の部分を除くこと。
- 3 記の記載要領は、別記様式第1号の記の様式に準ずるものとする。この場合において、同様式中「事業の目的」を「変更の理由」（中止の場合は「中止の理由」、廃止の場合は「廃止の理由」と置き換え、交付金の交付決定により通知された事業の内容及び経費の配分と変更後（中止の場合は中止後、廃止の場合は廃止後）の事業の内容及び経費の配分とを容易に比較対照できるように変更部分を二段書きとし、変更前（中止又は廃止前）を括弧書で上段に記載すること。
- なお、添付書類については、交付申請書に添付したもののうち、変更があったものだけに添付すること。（申請時以降変更のない場合は省略できる。）

〇〇年度 畑作等促進整備事業交付金遅延届出書

番 号  
年 月 日

〇〇農政局長 殿  
〔 北海道にあつては、農林水産大臣  
 沖縄県にあつては、内閣府沖縄総合事務局長 〕

都道府県知事

〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって交付金の交付決定通知のあった事業について、下記の理由により（予定の期間内に完了しない／遂行が困難となった）ため、畑作等促進整備事業交付金交付等要綱（令和5年4月1日付け4農振第3102号農林水産事務次官依命通知）第12の規定に基づき届け出る。

記

- 1 交付事業が（予定の期間内に完了しない／遂行が困難となった）理由
- 2 交付事業の遂行状況

| 区 分 | 本年度<br>事業費 | 国 庫<br>交付金 | 事 業 の 遂 行 状 況            |            |                          |                  | 備 考 |
|-----|------------|------------|--------------------------|------------|--------------------------|------------------|-----|
|     |            |            | 〇年〇月〇日までに<br>完 了 し た も の |            | 〇年〇月〇日以降に<br>実 施 す る も の |                  |     |
|     |            |            | 事 業 費                    | 出来高<br>比 率 | 事 業 費                    | 事 業 完 了<br>予定年月日 |     |
|     | 円          | 円          | 円                        | %          | 円                        |                  |     |
|     |            |            |                          |            |                          |                  |     |

- （注） 1 括弧内は、該当するものを記載すること。
- 2 交付事業の遂行状況は、届出時点において確認されている直近の遂行状況を記載することとし、「〇年〇月〇日以降に実施するもの」欄は、完了時期を延期して事業を継続したい場合のみ記載すること。
- 3 記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できることとし、省略するにあたっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。

〇〇年度 畑作等促進整備事業交付金遂行状況報告書

番 号  
年 月 日

〇〇農政局長 殿  
〔 北海道にあつては、農林水産大臣  
沖縄県にあつては、内閣府沖縄総合事務局長 〕

都道府県知事

〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇号をもって交付金の交付決定通知のあった事業について、畑作等促進整備事業交付金交付等要綱（令和5年4月1日付け4農振第3102号農林水産事務次官依命通知）第13の規定により、その事業遂行状況を下記のとおり報告する。

記

| 区 分 | 本年度<br>事業費 | 国 庫<br>交付金 | 事 業 の 遂 行 状 況            |            |                          |                | 備 考 |
|-----|------------|------------|--------------------------|------------|--------------------------|----------------|-----|
|     |            |            | 〇年〇月〇日までに<br>完 了 し た も の |            | 〇年〇月〇日以降に<br>実 施 す る も の |                |     |
|     |            |            | 事 業 費                    | 出来高<br>比 率 | 事 業 費                    | 事 業完了<br>予定年月日 |     |
|     | 円          | 円          | 円                        | %          | 円                        | 〇月〇日           |     |
| 合 計 |            |            |                          |            |                          |                |     |

- (注) 1 記の「区分」の欄には、別記様式第1号の記の「2 事業の内容及び計画」の「区分」の欄に記載された事項について記載すること。
- 2 記の「事業の遂行状況」の事業費の欄には、工事等の出来高を金額に換算した額を記載すること。
- 3 記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できることとし、省略するにあたっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。



〇〇年度 畑作等促進整備事業交付金概算払請求書

番 号  
年 月 日

〇〇農政局長 殿 [※]  
官署支出官 〇〇農政局総務部長 殿  
北海道にあつては、農林水産大臣 [※]  
官署支出官 農林水産省大臣官房予算課経理調査官  
北陸農政局、東海農政局、近畿農政局又は中国四国農政局管内の府県にあつては、  
〇〇農政局長 [※]  
官署支出官 〇〇農政局総務管理官  
沖縄県にあつては、内閣府沖縄総合事務局長 [※]  
官署支出官 内閣府沖縄総合事務局総務部長

都道府県知事

〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇号で交付金の交付決定通知のあった事業について、畑作等促進整備事業交付金交付等要綱（令和5年4月1日付け4農振第3102号農林水産事務次官依命通知）第14の規定に基づき、概算払の請求をしたいので、下記により金〇〇〇円を概算払によって交付されたく請求する。  
（また、併せて、〇〇年〇〇月〇〇日現在における遂行状況を下記のとおり報告する。）

記

| 区分 | 本年度<br>事業費 | 国庫<br>交付金<br>(A) | 既受領額<br>(B) |     | 遂行<br>状況<br>報告<br><br>〇月〇日<br>現在の<br>出来高 | 今回請求額<br>(C) |                          | 残額<br>(A-(B+C)) |                          | 事業<br>完了<br>予定<br>年月日 | 備<br>考 |
|----|------------|------------------|-------------|-----|------------------------------------------|--------------|--------------------------|-----------------|--------------------------|-----------------------|--------|
|    |            |                  | 金額          | 出来高 |                                          | 金額           | 〇月〇日<br>現在の<br>予定<br>出来高 | 金額              | 〇月〇日<br>までの<br>予定<br>出来高 |                       |        |
|    | 円          | 円                | 円           | %   | %                                        | 円            | %                        | 円               | %                        |                       |        |

- (注) 1 「区分」の欄には、別記様式第1号の記の「2 事業の内容及び計画」の「区分」の欄に記載された事項について記載すること。
- 2 括弧内は、第13第1項ただし書による場合のみ記載することとし、記載しない場合は表中の遂行状況報告欄は空欄とすること。
- 3 記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できることとし、省略するにあたっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。

## 〇〇年度 畑作等促進整備事業交付金実績報告書

番 号  
年 月 日

〇〇農政局長 殿

〔 北海道にあつては、農林水産大臣  
沖縄県にあつては、内閣府沖縄総合事務局長 〕

都道府県知事

〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇号をもって交付金の交付決定通知のあった事業について、交付決定通知の内容に従い実施したので、畑作等促進整備事業交付金交付等要綱（令和5年4月1日付け4農振第3102号農林水産事務次官依命通知）第15第1項の規定により、その実績を報告する。

（また、併せて精算額として畑作等促進整備事業交付金〇〇〇円の交付を請求する。）

## 記

## 1 事業の目的

## 2 事業の内容及び計画

| 区 分  | 事業実施<br>期 間   | 事 業 内 容 | 備 考     |
|------|---------------|---------|---------|
| 〇〇地区 | 〇〇<br>～<br>〇〇 |         | 事業実施主体： |
| △△地区 | 〇〇<br>～<br>〇〇 |         | 事業実施主体： |

## 3 経費の配分及び負担区分（別紙1のとおり）

## 4 事業の完了年月日 〇〇年〇〇月〇〇日

## 5 収支精算

## （1）収入の部

| 区 分   | 本年度<br>精算額 | 本年度<br>予算額 | 比較増減 |   | 備考 |
|-------|------------|------------|------|---|----|
|       |            |            | 増    | 減 |    |
| 国庫交付金 | 円          | 円          | 円    | 円 |    |

|       |  |  |  |  |  |
|-------|--|--|--|--|--|
| 都道府県費 |  |  |  |  |  |
| 市町村費  |  |  |  |  |  |
| その他   |  |  |  |  |  |
| 合 計   |  |  |  |  |  |

(2) 支出の部

| 区 分 | 本年度<br>精算額 | 本年度<br>予算額 | 比較増減 |   | 備考 |
|-----|------------|------------|------|---|----|
|     |            |            | 増    | 減 |    |
|     | 円          | 円          | 円    | 円 |    |
| 合 計 |            |            |      |   |    |

(注) 区分の欄は、別表 1 の区分ごとに、事業内容の欄の事項を記載する。

## 6 添付資料

- (注) 1 この実績報告書は、当該報告に係る交付金交付申請書ごとに作成すること。
- 2 括弧内は、実績報告と同時に交付金の交付を請求する場合に記載すること。
- 3 間接交付事業者に対し間接交付金を交付している場合にあっては、記の 5 (2) の備考欄に、間接交付金の交付を完了した年月日を記載すること。
- 4 添付書類については、支払経費ごとの内訳を記載した資料、帳簿等の写し又は交付金調書の写しを添付し、経費以外のものは、交付金交付申請書又は変更等承認申請書に添付したもののうち、変更があったものに限り添付すること。(経費以外のものについては、申請時以降変更のない場合は省略できる。)

## 〇〇年度 畑作等促進整備事業交付金年度終了実績報告書

番 号  
年 月 日

〇〇農政局長 殿

北海道にあつては、農林水産大臣  
沖縄県にあつては、内閣府沖縄総合事務局長

都道府県知事

〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって交付金の交付決定通知のあった事業について、畑作等促進整備事業交付金交付等要綱（令和5年4月1日付け4農振第3102号農林水産事務次官依命通知）第15第2項の規定により、実績を下記のとおり報告する。

## 記

## 交付事業の実施状況

| 区 分                    | 交付決定の内容               |            | 年度内実績                  |             | 翌年度実施           |            | 完了予定<br>年月日 |
|------------------------|-----------------------|------------|------------------------|-------------|-----------------|------------|-------------|
|                        | 交付事業に<br>要する経費<br>(A) | 国 庫<br>交付金 | (A) のうち<br>年度内<br>支出済額 | 概算払<br>受入済額 | (A) のうち<br>未支出額 | 翌年度<br>繰越額 |             |
| 翌年度繰越分<br>〇〇〇〇<br>〇〇〇〇 | 円                     | 円          | 円                      | 円           | 円               | 円          |             |
| 年度内完了分<br>〇〇〇〇         |                       |            |                        |             |                 |            |             |
| 合 計                    |                       |            |                        |             |                 |            |             |

- (注) 1 本様式は、年度内に交付事業が完了しなかった場合に提出するものとする（翌年度繰越を行った場合のほか、国庫債務負担行為にかかる場合や、交付金額全額を概算払で受入済だが予期せぬ事故により結果として年度内に完了しなかった場合を含む。）。
- 2 交付決定の内容欄は、年度内に軽微な変更を行っている場合は、軽微な変更後の金額によるものとし、軽微な変更前の金額を上段括弧で記載すること。
- 3 繰越に際し、交付決定に係る交付事業を年度内完了に係るものと繰越に係るものに分割した場合は、区分して記載すること。
- 4 記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できることとし、省略するにあたっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。

〇〇年度 畑作等促進整備事業交付金の消費税仕入控除税額報告書

番 号  
年 月 日

〇〇農政局長 殿

〔 北海道にあつては、農林水産大臣  
沖縄県にあつては、内閣府沖縄総合事務局長 〕

都道府県知事

〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇号をもって交付決定通知のあった畑作等促進整備事業交付金について、畑作等促進整備事業交付金交付等要綱（令和5年4月1日付け4農振第3102号農林水産事務次官依命通知）第15第4項の規定に基づき、下記のとおり報告する。

記

|                                                       |   |   |
|-------------------------------------------------------|---|---|
| 1 適正化法第15条の交付金の額の確定額<br>（〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇号による額の確定通知額） | 金 | 円 |
| 2 交付金の確定時に減額した消費税仕入控除税額                               | 金 | 円 |
| 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額                       | 金 | 円 |
| 4 交付金返還相当額（3－2）                                       | 金 | 円 |

（注）1 記載内容確認のため、以下の資料を添付すること。（交付事業に要した経費に係る消費税及び地方消費税相当額の全額について、交付金相当額を交付金の額から減額する場合は、（3）の資料を除き添付不要。）

なお、交付事業者が法人格を有しない組合等の場合は、全ての構成員分を添付すること。

（1）消費税確定申告書の写し（税務署受付済のもの）

（2）付表2「課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算書」の写し

（3）3の金額の積算の内訳（人件費に通勤手当を含む場合は、その内訳を確認できる資料も併せて提出すること）

（4）交付事業者が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

2 記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できることとし、省略するにあたっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。

5 当該交付金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合、その状況を記載  
[ ]

(注) 消費税及び地方消費税の確定申告が完了していない場合にあっては、申告予定時期も記載すること。

6 当該交付金に係る消費税仕入控除税額がない場合、その理由を記載  
[ ]

(注) 1 記載内容確認のため、以下の資料を添付すること。

なお、交付事業者が法人格を有しない組合等の場合は、全ての構成員分を添付すること。

- ・免税事業者の場合は、交付事業実施年度の前々年度に係る法人税（個人事業者の場合は所得税）確定申告書の写し（税務署受付済のもの）及び損益計算書等、売上高を確認できる資料
- ・新たに設立された法人であって、かつ免税事業者の場合は、設立日、事業年度、事業開始日、事業開始日における資本金又は出資金の金額が証明できる書類など、免税事業者であることを確認できる資料
- ・簡易課税制度の適用を受ける事業者の場合は、交付事業実施年度における消費税確定申告書（簡易課税用）の写し（税務署受付済のもの）
- ・交付事業者が消費税法第 60 条第 4 項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

2 記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できることとし、省略するにあたっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。

財 産 管 理 台 帳

事業主体名

| 地区名： |       | 地区   |              | 事業実施年度             |     | 年度        |           | 畑作等促進整備事業交付金 |           |           |          |     |          |             |           |           |    |
|------|-------|------|--------------|--------------------|-----|-----------|-----------|--------------|-----------|-----------|----------|-----|----------|-------------|-----------|-----------|----|
| 区分   | 事業の内容 |      |              |                    |     | 工期        |           | 経費の配分        |           |           |          |     | 処分制限期間   |             | 処分の状況     |           | 摘要 |
|      | 事業内容  | 事業主体 | 工種構造<br>施設区分 | 施行箇所<br>又は<br>設置場所 | 事業量 | 着工<br>年月日 | 竣工<br>年月日 | 総事業費         | 負担区分      |           |          |     | 耐用<br>年数 | 処分制限<br>年月日 | 承認<br>年月日 | 処分の<br>内容 |    |
|      |       |      |              |                    |     |           |           |              | 国庫交<br>付金 | 都道府<br>県費 | 市町村<br>費 | その他 |          |             |           |           |    |
|      |       |      |              |                    |     |           |           | 円            | 円         | 円         | 円        | 円   |          |             |           |           |    |
|      |       |      |              |                    |     |           |           |              |           |           |          |     |          |             |           |           |    |
|      |       |      |              |                    |     |           |           |              |           |           |          |     |          |             |           |           |    |
|      | 計     |      |              |                    |     |           |           |              |           |           |          |     |          |             |           |           |    |
|      |       |      |              |                    |     |           |           |              |           |           |          |     |          |             |           |           |    |
|      |       |      |              |                    |     |           |           |              |           |           |          |     |          |             |           |           |    |
|      | 計     |      |              |                    |     |           |           |              |           |           |          |     |          |             |           |           |    |
|      | 合 計   |      |              |                    |     |           |           |              |           |           |          |     |          |             |           |           |    |

（注） 1 処分制限年月日欄には、処分制限の終期を記入すること。  
2 処分の内容欄には、譲渡、交換、貸付け、担保提供等別に記入すること。  
3 摘要欄には、譲渡先、交換先、貸付先及び抵当権等の設定権者の名称又は交付金返還額を記入すること。  
4 この書式により難しい場合には、処分制限期間欄及び処分の状況欄を含む他の書式をもって財産管理台帳に代えることができる。

| 国     |        |     | 地 方 公 共 団 体 名 |          |          |     |          |                |          |                |            |                | 備 考 |
|-------|--------|-----|---------------|----------|----------|-----|----------|----------------|----------|----------------|------------|----------------|-----|
|       |        |     | 歳 入           |          |          | 歳 出 |          |                |          |                |            |                |     |
| 交付事業名 | 交付決定の額 | 交付率 | 科目            | 予算<br>現額 | 収入<br>済額 | 科目  | 予算<br>現額 | うち国庫交<br>付金相当額 | 支出<br>済額 | うち国庫交<br>付金相当額 | 翌年度<br>繰越額 | うち国庫交<br>付金相当額 |     |
|       | 円      |     |               | 円        | 円        |     | 円        | 円              | 円        | 円              | 円          | 円              |     |

- 1 「交付事業名」欄には、交付事業の名称のほか、当該交付事業等に要する経費の配分を記載すること。この場合において、経費の配分の記載は、交付条件等によりその変更を禁止され、又はその変更につき承認を要するものとされている経費の配分のみを特記し、その他の経費の配分は、「その他」として一括記載すること。
- 2 「科目」欄には、歳入にあつては款、項、目及び節を、歳出にあつては款、項、及び目をそれぞれ記載すること。ただし、「交付事業名」欄に特記した経費に対応する地方公共団体の歳出予算の経費が目の内訳の経費であるときは、歳出の「科目」欄には、その目の内訳までを記載すること。
- 3 「予算現額」欄には、歳入にあつては当初予算額、追加更正予算額等に区分してそれぞれの額を、歳出にあつては当初予算額、追加更正予算額、予備費支出額、流用増減額等に区分してそれぞれの額を記載すること。
- 4 「備考」欄には、参考となるべき事項を適宜記載すること。
- 5 交付事業に係る地方公共団体の歳出予算額の繰越（歳出予算額の一部又は全部を執行せず、その執行しなかった部分の額に相当する金額を新たに翌年度予算に計上する場合を含む。）が行われた場合における翌年度に行われる当該交付事業に係る交付金等についての調書の作成は、本表に準じて別に作成すること。  
この場合には、歳入の「科目」欄に「前年度繰越金」の区分を設け、その「予算現額」及び「収入済額」の数字の下にそれぞれ国庫交付金額を内書（ ）すること。



契約に係る指名停止等に関する申立書

年 月 日

〔間接交付事業者〕 殿

住 所  
商号又は名称  
代表者の氏名

当社は、貴殿発注の〇〇契約の競争参加又は申込みに当たって、当該契約の履行地域について、現在、農林水産省の機関から〇〇契約に係る指名停止の措置等を受けていないことを申し立てます。

また、この申立てが虚偽であることにより当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申立てません。

- （注） 1 〇〇には、「工事請負」、「物品・役務」のいずれかを記載すること。
- 2 この申立書において、農林水産省の機関とは、本省内局及び外局、施設等機関、地方支分部局並びに農林水産技術会議事務局筑波産学連携支援センターをいう。  
ただし、北海道にあつては国土交通省北海道開発局、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局を含む。
- 3 「指名停止の措置等」の「等」は、公正取引委員会から、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律に基づく排除措置命令又は課徴金納付命令を受けたものであつて、その命令の同一事案において他者が農林水産省の機関から履行地域における指名停止措置を受けた場合の当該公正取引委員会からの命令をいう。  
なお、当該命令を受けた日から、他者が受けた指名停止の期間を考慮した妥当な期間を経過した場合は、この限りでない。
- 4 間接交付事業者に対する申立ての場合であつて、交付事業者である都道府県知事が本様式と同趣旨の申立書を徴することを求めている場合は、本様式を改変して当該申立書と一体のものとして徴することができる。